

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-243184  
(P2005-243184A)

(43) 公開日 平成17年9月8日(2005.9.8)

(51) Int. Cl. <sup>7</sup>	F I	テーマコード (参考)
G 1 1 B 27/00	G 1 1 B 27/00	5 D 0 7 7
G 1 1 B 27/10	G 1 1 B 27/10	5 D 1 1 0

審査請求 未請求 請求項の数 10 O L (全 13 頁)

(21) 出願番号 特願2004-54575 (P2004-54575)  
(22) 出願日 平成16年2月27日 (2004.2.27)

(71) 出願人 000003078  
株式会社東芝  
東京都港区芝浦一丁目1番1号  
(74) 代理人 100076233  
弁理士 伊藤 進  
(72) 発明者 諸星 利弘  
東京都青梅市末広町2丁目9番地 株式会社東芝青梅事業所内  
Fターム(参考) 5D077 AA22 BA15 CA02 CA11 DE01  
DE08 EA33  
5D110 AA13 AA27 DA02 DA03 DA04  
DA11 DB03 DB09 DD13

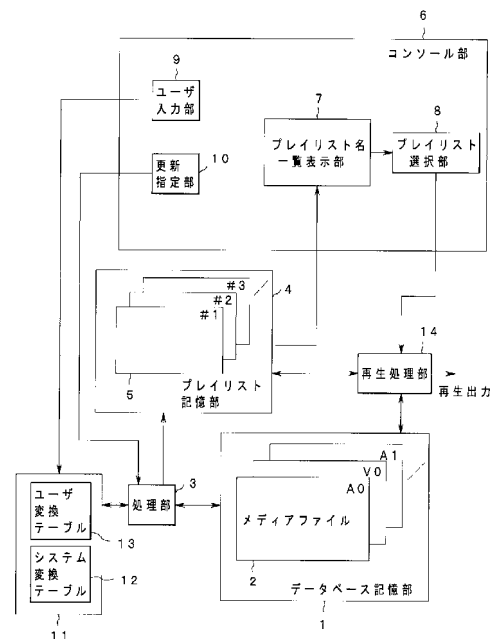
(54) 【発明の名称】 再生装置及び再生方法

(57) 【要約】

【課題】メディア情報中のシンボルを統一的に変換することによって、ユーザのメディアファイルの選択を効果的に支援する。

【解決手段】処理部3は、データベース記録部1に記録されたメディアファイル2に含まれるメディア情報中のシンボルを抽出して、シンボル毎にメディアファイルが登録されたプレイリストを生成する。変換テーブル11には、シンボルの記述方法を統一化するための変換情報が格納される。処理部3は、プレイリストからシンボルを抽出し、抽出したシンボルを変換テーブルの変換情報に基づいて統一的なシンボルに変換し、変換後の統一的なシンボルに基づいてプレイリストを再構築する。これにより、同一内容のメディア情報を含むメディアファイルを同一のプレイリストに登録可能にして、ユーザのメディア選択を効果的に支援する。

【選択図】 図1



## 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

データベースに記録されたメディアファイルに含まれるメディア情報中のシンボルを抽出し、抽出したシンボルを含むメディアファイルが登録されたプレイリストを生成する第 1 のプレイリスト生成手段と、

前記シンボルの記述方法を統一化するための変換情報が格納される変換テーブルと、

前記第 1 のプレイリスト生成手段によって生成された前記プレイリストから前記シンボルを抽出し、抽出したシンボルを前記変換テーブルの変換情報に基づいて統一的なシンボルに変換し、変換後の前記統一的なシンボルに基づいて前記プレイリストを再構築する第 2 のプレイリスト生成手段とを具備したことを特徴する再生装置。

10

## 【請求項 2】

前記第 2 のプレイリスト生成手段は、更新指示操作に基づいて、前記プレイリストの再構築を実施することを特徴とする請求項 1 に記載の再生装置。

## 【請求項 3】

前記第 2 のプレイリスト生成手段は、前記データベースの記録が更新される毎に、前記プレイリストの再構築を実施することを特徴とする請求項 1 に記載の再生装置。

## 【請求項 4】

前記変換テーブルは、システムによって予め定められた変換規則を格納するシステム変換テーブルと、

登録操作に基づく変換規則を格納するユーザ変換テーブルとを具備したことを特徴とする請求項 1 に記載の再生装置。

20

## 【請求項 5】

前記第 2 のプレイリスト生成手段の再構築は、変換前後のシンボルに基づくプレイリストをマージすることによって行われることを特徴とする請求項 1 に記載の再生装置。

## 【請求項 6】

前記第 2 のプレイリスト生成手段によるプレイリストのマージは、予め定められた所定の変換規則の所定の変換方向に基づいて行われることを特徴とする請求項 5 に記載の再生装置。

## 【請求項 7】

前記第 2 のプレイリスト生成手段によるプレイリストのマージは、前記第 1 のプレイリスト生成手段によって最初に生成されたプレイリストのシンボルの記述方法に統一するように行われることを特徴とする請求項 5 に記載の再生装置。

30

## 【請求項 8】

前記データベースが内蔵されているか又は外付けされていることを特徴とする請求項 1 に記載の再生装置。

## 【請求項 9】

前記データベースに前記メディアファイルを記録する記録手段を更に具備したことを特徴とする請求項 1 に記載の再生装置。

## 【請求項 10】

データベースに記録されたメディアファイルに含まれるメディア情報中のシンボルを抽出し、抽出したシンボルを含むメディアファイルが登録されたプレイリストを生成する第 1 のプレイリスト生成手順と、

前記シンボルの記述方法を統一化するための変換情報が格納される変換テーブルを用い、前記第 1 のプレイリスト生成手順において生成された前記プレイリストから前記シンボルを抽出し、抽出したシンボルを前記変換テーブルの変換情報に基づいて統一的なシンボルに変換し、変換後の前記統一的なシンボルに基づいて前記プレイリストを再構築する第 2 のプレイリスト生成手順とを具備したことを特徴する再生方法。

40

## 【発明の詳細な説明】

## 【技術分野】

## 【0001】

50

本発明は、オーディオプレーヤ等のメディアファイルの再生を行うものに好適な再生装置及び再生方法に関する。

【背景技術】

【0002】

従来、携帯型のオーディオプレーヤ等のデジタルメディアを再生する装置が商品化されている。メモリカードやハードディスクの小型化及び大容量化によって、デジタルメディアデータの蓄積媒体として、これらのメモリカードやハードディスク等が用いられるようになってきた。例えば、小型のハードディスクを利用したオーディオプレーヤは、膨大な曲数（例えば1000曲以上）のオーディオデータを蓄積しておくことができ、記録媒体の切換えを行うことなく、長時間の連続使用を可能にする。また、これらの蓄積媒体を利用した記録再生装置は、コンピュータとの間でのデータの相互利用の観点からも有利である。

10

【0003】

ところで、デジタルメディアを再生するデジタルメディアプレーヤは、蓄積媒体に記録されたオーディオデータ、静止画像データ及び動画像データ等のデジタルメディアを、各メディア毎にメディアファイルとして管理する。デジタルメディアの再生装置は、蓄積媒体用に構築されたファイルシステムによって、メディアファイルに対する種々の処理を行う。このファイルシステムを利用することで、デジタルメディアの検索も可能である。

【0004】

一般的には、これらのメディアファイルには、再生すべきデータそのものの外に、そのメディアに関する情報（メディア情報）が含まれている。例えば、メディア情報として、検索用のタグ情報が付加されることがある。オーディオデータの場合には、ID3タグやWMAタグ等のタグ情報が用いられており、これらのタグ情報によって、蓄積されているオーディオメディアのアーティスト名、アルバム名及びタイトル名等を判別することができる。また、静止画像データの場合には、タグ情報としてEXIF形式が一般的に用いられており、撮影条件や日時等の情報が記述されている。また、動画の場合に、メディアファイルのヘッダ等にタイトル等の情報が記述されるようになっている。

20

【0005】

デジタルメディアプレーヤは、蓄積されている膨大なメディアファイルに対するユーザの選曲を支援するために、例えば、所定の関連を有するメディアファイル同士をまとめたプレイリストを作成する機能を有する。

30

【特許文献1】特開平5-250416号広報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

ところで、プレイリストが、メディア情報に基づいて生成される機能を持つ製品が実用化されている。例えば、デジタルオーディオプレーヤの場合には、タグ情報に含まれるアーティスト名、アルバム名、タイトル名中のキーワードを用いてプレイリストを生成する。

【0007】

ところが、各オーディオデータ間でタグ情報の記述方法に統一性がなく、同一の情報を示すものとして異なるキーワードが採用されることがある。

40

【0008】

例えば、日本語のアーティスト名の場合において、かな、漢字が記述されていることもあれば、同一内容がローマ字にて記述されていることもある。また、洋楽の場合において、タイトルが全て大文字表記の場合もあれば、単語の先頭のみが大文字でそれ以降が小文字で記述されている場合もある。

【0009】

このようなメディア情報の記述の不統一性によって、本来同一プレイリストに含まれるべきメディアファイル同士が、異なるプレイリストに属してしまうことがある。この場合

50

には、ユーザのメディア選択作業の支援が十分とならない。

【0010】

なお、データベース検索の分野では、入力キーワードを一定の変換規則に統一してキーワードとしてまとめ、代表語に対応させて辞書に登録する技術が特許文献1によって開示されている。

【0011】

本発明はかかる問題点に鑑みてなされたものであって、メディア情報中のシンボルを統一的に変換することによって、適正なプレイリストの構築を可能にして、ユーザのメディアファイルの選択を効果的に支援することができる再生装置及び再生方法を提供することを目的とする。

10

【課題を解決するための手段】

【0012】

本発明に係る再生装置は、データベースに登録されたメディアファイルに含まれるメディア情報中のシンボルを抽出し、抽出したシンボルを含むメディアファイルが登録されたプレイリストを生成する第1のプレイリスト生成手段と、前記シンボルの記述方法を統一化するための変換情報が格納される変換テーブルと、前記第1のプレイリスト生成手段によって生成された前記プレイリストから前記シンボルを抽出し、抽出したシンボルを前記変換テーブルの変換情報に基づいて統一的なシンボルに変換し、変換後の前記統一的なシンボルに基づいて前記プレイリストを再構築する第2のプレイリスト生成手段とを具備したことを特徴する。

20

【0013】

本発明において、第1のプレイリスト生成手段は、データベースに登録されたメディアファイルに含まれるメディア情報中のシンボルを抽出する。そして、第1のプレイリスト生成手段は、各メディアファイルをシンボル毎に組にして、シンボル毎にメディアファイルが登録されたプレイリストを生成する。メディアファイルに含まれるメディア情報は、シンボルの記述方法が統一化されておらず、同一内容のメディア情報を含むメディアファイルが異なるプレイリストに登録されることがある。変換テーブルは、シンボルの記述方法を統一化するための変換情報を格納する。前記第2のプレイリスト生成手段は、プレイリストからシンボルを抽出し、抽出したシンボルを変換テーブルの変換情報に基づいて統一的なシンボルに変換する。そして、第2のプレイリスト生成手段は、変換後の統一的なシンボルに基づいてプレイリストを再構築する。

30

【発明の効果】

【0014】

本発明によれば、メディア情報中のシンボルを統一的に変換することによって、適正なプレイリストの構築を可能にして、ユーザのメディアファイルの選択を効果的に支援することができるという効果を有する。

【発明を実施するための最良の形態】

【0015】

以下、図面を参照して本発明の実施の形態について詳細に説明する。図1は本発明の第1の実施の形態に係る再生装置を示すブロック図である。

40

【0016】

本実施の形態は、オーディオデータ及びビデオデータの再生が可能なデジタルメディアプレーヤに適用したものである。

【0017】

図1において、データベース記録部1は、例えば、メモ리카ードやハードディスク等のランダムアクセス可能な記録媒体を採用する。データベース記録部1は、オーディオデータからなるオーディオファイル、静止画及び動画の画像データからなる画像ファイル等の複数のメディアファイル2を記録している。メディアファイルとしては、オーディオファイル及び画像ファイル以外にも種々考えられる。

【0018】

50

データベース記録部 1 の各メディアファイル 2 は所定のファイルシステムによって管理されるようになっている。即ち、データベース記録部 1 に記録されるメディアファイル 2 は、各ファイル毎にレコードとして管理され、レコードを識別するための ID が付与される。例えば、図 1 の A 0 , A 1 , ... はオーディオファイルに付与されたレコード ID を示し、V 0 , ... は画像ファイルに付与されたレコード ID を示している。

【 0 0 1 9 】

データベース記録部 1 は、レコード ID によって示されるメディアファイルと、その実データへのリンク情報を有している。データベース記録部 1 は、レコード ID が指定されることによって、指定されたメディアファイルのデータを出力することができるようになっている。

10

【 0 0 2 0 】

図 2 はメディアファイル 2 のデータフォーマットを示す説明図である。図 2 の例はオーディオファイルの例を示している。

【 0 0 2 1 】

図 2 に示すように、オーディオファイルはヘッダ部とデータ部とが配列されて構成される。ヘッダ部には、レコード ID ( 図示省略 ) の外、アーティスト名、アルバム名及びタイトル等の各項目を有するメディア情報が記述される。データ部には、オーディオデータが配列されるようになっている。

【 0 0 2 2 】

なお、図示しないユーザインターフェースを利用することによって、メディアファイル 2 のメディア情報を、ユーザが新規に作成するか又は編集することができるようになっている。

20

【 0 0 2 3 】

第 1 及び第 2 のプレイリスト生成手段としての処理部 3 は、データベース記録部 1 に記録されたメディアファイル 2 を読み出し、各メディアファイル 2 のヘッダ部の情報に基づいて、メディア情報中のシンボル ( 例えばキーワード ) を用いた所定の規則に従って、相互に関連を有するメディアファイルの組を特定するためのプレイリストを生成するようになっている。なお、処理部 3 は、図示しないユーザインターフェースを利用することによって、プレイリストを生成するための規則を指定することもできるようになっている。

【 0 0 2 4 】

処理部 3 は生成したプレイリストを識別するためのファイル名を各プレイリストに付与する。処理部 3 によって生成されたプレイリストは、プレイリスト記憶部 4 に与えられるようになっている。

30

【 0 0 2 5 】

プレイリスト記憶部 4 は、処理部 3 からの各プレイリスト 5 を記憶する。図 1 の例では、各プレイリストのファイル名として # 1 , # 2 , ... が設定されていることを示している。

【 0 0 2 6 】

コンソール部 6 はプレイリストを選択するためのユーザインターフェースを提供する。即ち、コンソール部 6 は、プレイリスト名一覧表示部 7 を備えている。プレイリスト名一覧表示部 7 は、プレイリスト記憶部 4 から全てのプレイリスト 5 を読み出して、そのファイル名を表示するようになっている。

40

【 0 0 2 7 】

プレイリスト選択部 8 は、ポインターやキーボード等の操作部を有しており、特定のプレイリストを選択することができるようになっている。例えば、プレイリスト選択部 8 は、操作部の操作に応じてプレイリスト名一覧表示部 7 中のカーソル表示を移動させてプレイリストを選択操作すると共に、選択結果のプレイリストファイル名を再生処理部 1 4 に出力するようになっている。

【 0 0 2 8 】

再生処理部 1 4 は、プレイリストファイル名によって特定されるプレイリストをプレイ

50

リスト記憶部 4 から読み出し、読み出したプレイリストによって指定されるメディアファイルをデータベース記録部 1 から読み出して再生し、音声及び画像等による再生出力を出力するようになっている。

【0029】

本実施の形態においては、処理部 3 は、プレイリストの生成に際して、メディア情報中の各シンボルを統一的に変換することで、メディア情報中の同一項目の内容が実質的に同一である場合には、対応するメディアファイル同士を同一のプレイリスト中に含めることを可能にしている。

【0030】

コンソール部 6 中の更新指示部 10 は、例えばクリック操作等のユーザの更新指示操作によって、処理部 3 に、メディア情報中の各シンボルの統一的な変換の実施を指示することができるようになっている。

10

【0031】

なお、処理部 3 は、更新指示部 10 から指示されることなく、例えば、データベース記録部 1 の記録データの更新時に自動的に、メディア情報中の各シンボルの統一的な変換を実行するようによい。

【0032】

処理部 3 におけるメディア情報中の各シンボルの統一的な変換は、例えば変換テーブル 11 に変換規則として登録された変換情報に基づいて行われる。変換テーブル 11 はシステム変換テーブル 12 及びユーザ変換テーブル 13 を有している。システム変換テーブル 12 は、システムによって予め登録された変換情報を格納しており、ユーザ変換テーブル 13 は、ユーザによって指定された変換情報を格納している。

20

【0033】

下記表 1 は変換テーブル 11 の内容の一例を示している。

【0034】

[表 1]

変換規則名	ルール	変換内容
@ 1	全角半角処理	全角の英数字は半角の英数字に置き換える
@ 2	大文字小文字処理	小文字は全て大文字に置き換える
@ 3	ユーザ登録 1	ユーザ登録 1 の内容
@ 4	ユーザ登録 2	ユーザ登録 2 の内容

30

【0035】

コンソール部 6 中のユーザ入力部 9 を用いることで、ユーザは、ユーザ変換テーブル 13 に、変換情報を登録することができるようになっている。上記表 1 のユーザ登録 1, 2 は、ユーザによって登録された変換情報を示している。ユーザ登録によって、例えば、「-」及び「\_」をスペースに変換する等の指定が可能である。

【0036】

例えば、処理部 3 は、変換テーブル 11 に格納された各変換規則の変換情報を所定の順序で読み出して、読み出した変換情報に基づいて、メディア情報中のシンボルを順次変換する。なお、処理部 3 は、変換テーブル 11 の全ての変換規則を適用してメディア情報中の各シンボルの統一的な変換を行ってもよく、また、一部の变換規則のみを用いるようにしてもよい。

40

【0037】

なお、ユーザ変換テーブル 13 としては、文字列変換テーブルを用いることも可能である。文字列変換テーブルを用いた場合には、例えば、「Taro Toshiba」を「東芝太郎」に変換させるようなことが可能となる。文字変換と文字列変換とは夫々単独で設定してもよく、また、併用してもよい。

【0038】

文字変換と文字列変換とを併用する場合には、まず文字変換を行った後に、文字列変換を行う。全てのケースに対応した文字列変換を記述することは困難であることから、先に

50

文字変換を行ってある程度シンボルを整形した後に文字列変換を行うことによって、変換の効率を向上させることができる。

【0039】

次に、このように構成された実施の形態の動作について図3のフローチャートを参照して説明する。

【0040】

データベース記録部1には、各種メディアファイル2が記録されている。各メディアファイル2には、メディア情報が記述されている。メディア情報は、例えば、オーディオファイルについては、そのオーディオファイルを記録するユーザーが手入力する場合、インターネット上のサービス(例えば、C D D B)を利用する場合、或いは、オーディオファイルの販売者によって記述されている場合等が考えられる。

10

【0041】

処理部3は、データベース記録部1に記録されている各メディアファイル2からメディア情報を読み出し、所定の規則に従って、プレイリストを生成する。例えば、処理部3がメディア情報中の各項目に含まれるキーワード(keyw\_001)及び(keyw\_002)を用いて夫々プレイリストを生成するものとする。即ち、処理部3はメディア情報中の各項目にキーワード(keyw\_001)が含まれる全てのメディアファイルのIDを抽出し、同様に、キーワード(keyw\_002)が含まれる全てのメディアファイルのIDを抽出する。

【0042】

処理部3は、各キーワード毎に抽出したメディアファイルIDを夫々組にして、キーワード毎のプレイリストを生成する。処理部3は生成したプレイリストをプレイリスト記憶部4に与えて記憶させる。

20

【0043】

プレイリストは、例えば、キーワード(シンボル)とそのキーワードを含むレコードのリストとの情報によって構成される。下記表2はこの場合の2つのプレイリストの例を示している。表2の例では、キーワード(keyw\_001)に基づくプレイリスト#1は、メディアファイルA0, A1, A10, A50を指定するものであることを示している。また、キーワード(keyw\_002)に基づくプレイリスト#2は、メディアファイルA2, A11, A20を指定するものであることを示している。

【0044】

30

[表2]

プレイリスト

ファイル名	キーワード	レコードリスト
#1	keyw_001	A0, A1, A10, A50
#2	keyw_002	A2, A11, A20
:	:	:
:	:	:

【0045】

上述したように、メディア情報中のシンボルは統一的に記述されていないことから、各メディアファイルは、本来属すべきプレイリスト以外のプレイリストに属してしまうことがある。そこで、処理部3は変換テーブル11を用いることで、プレイリストを適正化する。

40

【0046】

次に、図3及び下記表3乃至表6を参照して、メディア情報中のシンボルを統一的に変換することによるプレイリストの更新について具体的に説明する。

【0047】

いま、プレイリスト記憶部4に記憶されているプレイリストが下記表3に示す情報を含むものとする。即ち、プレイリスト#1は、メディア情報に半角のキーワード「Taro Toshiba」を含むメディアファイルが、レコードIDがA0のメディアファイルのみであることを示している。同様に、全角のキーワード「T a r o T o s h i b a」は、レコード

50

IDがA1のメディアファイルのみに含まれ、漢字のキーワード「東芝太郎」は、レコードIDがA2, A3のメディアファイルのみに含まれていることを示している。

【0048】

[表3]

プレイリスト

ファイル名	キーワード	レコードリスト
#1	Taro Toshiba	A0
#2	T a r o T o s h i b a	A1
#3	東芝太郎	A2, A3
:	:	:
:	:	:

10

【0049】

ここで、例えば、ユーザによって、コンソール部6の更新指示部10が操作されて、メディア情報中のシンボルの統一的な変換処理が指示されるものとする。そうすると、処理部3は図3の変換処理フローを実施する。

【0050】

まず、処理部3は、ステップS1において、統一的な変換処理がまだ行われていないプレイリストが存在するか否かを判定する。次に、ステップS2において、処理部3はプレイリスト記憶部4からプレイリスト5を読み出して、各プレイリスト5のキーワードを抽出する。

20

【0051】

処理部3は、次のステップS3において、変換テーブル11を用いて抽出したキーワードの統一的な変換を行う。例えば、変換テーブル11に上記表1に示す変換規則が登録されているものとして、処理部3が変換規則名@1の変換規則を用いた変換、即ち、全角文字を半角文字に変換する処理を行うものとする。

【0052】

そうすると、プレイリスト#2のキーワード「T a r o T o s h i b a」は、半角の「Taro Toshiba」に変換される。処理部3は、プレイリスト記憶部4に、変換後のキーワードに基づくプレイリストが存在するか否かを判別する。この場合には、プレイリスト#2がキーワード「T a r o T o s h i b a」に基づいて作成されたものであるため、処理をステップS5に移行する。

30

【0053】

処理部3は、次のステップS5において、プレイリスト#2をプレイリスト#1にマージする。即ち、キーワード「Taro Toshiba」に基づくプレイリスト#1には、レコードID A0, A1の2つのメディアファイルが含まれることとなる。

【0054】

なお、プレイリスト記憶部4に、変換後のキーワードに基づくプレイリストが存在しない場合には、処理部3は処理をステップS6に移行する。ステップS6では、処理部3は、変換後のキーワードに基づく新たなプレイリストを作成して、プレイリスト記憶部4に記憶させる。以後、処理部3は、全てのキーワードについての統一的な変換処理が終了するまで、ステップS1～S6の処理を繰り返す。

40

【0055】

こうして、この場合には、プレイリスト記憶部4には、例えば下記表4に示すプレイリストが記憶される。

【0056】

[表4]

プレイリスト

ファイル名	キーワード	レコードリスト
#1	Taro Toshiba	A0, A1
#3	東芝太郎	A2, A3

50



：  
：  
：

## 【 0 0 5 7 】

プレイリスト記憶部 4 の各プレイリストの情報は、プレイリスト名一覧表示部 7 に与えられる。プレイリスト名一覧表示部 7 においては、各プレイリスト作成の基となったキーワードが表示される。ここで、ユーザがプレイリスト名一覧表示部 7 の表示を見て、キーワード「Taro Toshiba」に基づくプレイリスト # 1 を選択するものとする。そうすると、再生処理部 1 4 は、プレイリスト # 1 に登録されているレコードリストの内容を読み出して、例えば、データベース記録部 1 にレコード ID が A 0 , A 1 のメディアファイル

10

## 【 0 0 5 8 】

下記表 5 はデータベース記録部 1 に記憶されている各メディアファイルとその実データとのリンク情報の関係を示している。

## 【 0 0 5 9 】

[表 5]

レコード	実データへのリンク
A 0	../TT/Title001.mp3
A 1	../TT/Title002.mp3
A 2	../太郎/Title101.audio
A 3	../太郎/Title102.audio
：	：
：	：

20

## 【 0 0 6 0 】

データベース記録部 1 は、再生処理部 1 4 からレコード ID ( A 0 ) が指定されることによって、実データの記録位置である「../TT/Title001.mp3」にアクセスして、そのメディアファイルのデータを再生処理部 1 4 に出力する。こうして、再生処理部 1 4 は、レコード ID が A 0 で示されるオーディオデータの再生出力を出力する。このオーディオデータの再生が終了すると、再生記録部 1 は、次のレコード ID が A 1 で示されるオーディオデータをデータベース記録部 1 から読み出して、その再生出力を出力する。

## 【 0 0 6 1 】

また、変換テーブル 1 1 に文字列変換のための変換情報がユーザ登録されている場合に、処理部 3 がこの文字列変換規則を適用してメディア情報中のシンボルの統一的な変換処理を実行するものとする。

30

## 【 0 0 6 2 】

例えば、上記表 1 の変換規則名 @ 3 に、ユーザが定義した下記文字列変換規則が記述されているものとする。

## 【 0 0 6 3 】

Taro Toshiba =東芝太郎

この場合には、処理部 3 がこの文字列変換規則を適用することによって、プレイリスト # 3 のキーワード「東芝太郎」は、半角の「Taro Toshiba」に変換される。プレイリスト # 3 は、ステップ S 4 において、プレイリスト # 1 にマージされる。

40

## 【 0 0 6 4 】

こうして、この場合には、プレイリスト記憶部 4 のプレイリストは再構築され、下記表 6 に示すプレイリストに更新される。

## 【 0 0 6 5 】

[表 6]

プレイリスト ファイル名	キーワード	レコードリスト
# 1	Taro Toshiba	A 0 , A 1 , A 2 , A 3
：	：	：

50

: : :

【0066】

例えば、レコードリストA0～A3で示されるメディアファイルのタイトルが、Title100～Title103であるものとする。この場合には、ユーザは例えばTitle103のメディアファイルを選曲するものとする、従来、表3に示すプレイリストを参照して、「Taro Toshiba」及び「東芝太郎」をキーワードとする2つのプレイリストから探す必要があった。

【0067】

これに対し、表6では、プレイリストのキーワードを統一的に変換してプレイリストを整理していることから、ユーザがTitle103のメディアファイルを選曲する場合でも、「Taro Toshiba」のキーワードによってTitle103のメディアファイルの選択が可能である。

10

【0068】

即ち、この場合には、同一内容で単に表記が異なるメディア情報中のキーワードを用いてプレイリストを作成した場合でも、同一内容毎にプレイリストが再構築されることになる。これにより、ユーザは特に意識することなく、同一内容を含むプレイリストを参照しながらメディア選択操作を行うことができ、極めて利便性に優れている。

【0069】

このように本実施の形態においては、メディア情報中のシンボルを統一的に変換して、同一内容のメディア情報を有するメディアファイルについては同一プレイリストに属させるようにしていることから、ユーザのメディアファイルの選択を効果的に支援することができる。

20

【0070】

図4は本発明の第2の実施の形態を示すブロック図である。図4において図1と同一の構成要素には同一符号を付して説明を省略する。

【0071】

第1の実施の形態においては、データベース記録部1を内蔵する装置について説明した。これに対し、本実施の形態は、メディアファイルを外付けの記録装置に記録する例である。

【0072】

データベース記録部21は、例えば外付けのHDD又はメモリカード等によって構成されており、複数のメディアファイル2を格納することができるようになっている。このデータベース記録部21は、破線にて示す装置本体部に対して、挿着又はケーブル等の通信回線を介して接続される。こうして、データベース記録部21は、インターフェース部22を介して処理部3との間でデータの授受を行うようになっている。

30

【0073】

他の構成及び作用は第1の実施の形態と同様である。

【0074】

本実施の形態においても第1の実施の形態と同様の効果が得られることは明らかである。

【0075】

上記各実施の形態においては、一旦プレイリストに登録されたキーワードを統一的に変換することで、プレイリストの整理を行っている。更に、本発明は、プレイリスト作成時の最初からキーワードを統一的に変換するようにしてもよいことは明らかである。

40

【0076】

図5はこの場合における処理部3の処理フローを示すフローチャートである。

【0077】

プレイリストの作成時には、処理部3は、先ずステップS11において、メディアファイル2からキーワードを抽出する。次に、処理部3は、ステップS12において、抽出したキーワードに対して適用していない変換規則があるか否かを判定する。適用していない変換規則がある場合には、その変換規則を用いてキーワードを変更する(ステップS3)。処理部3は、抽出したキーワードに対して全ての変換規則を適用すると、処理をステップS

50

4 に移行する。

【0078】

処理部3は、ステップS4において、変更後のキーワード又は変更が行われなかった場合にはそのキーワードが、既にプレイリストに登録されているか否かを判定する。そのキーワードに基づくプレイリストが存在しない場合には、処理部3は処理をステップS6に移行し、そのキーワードに基づく新たなプレイリストを作成して、プレイリスト記憶部4に記憶させる。

【0079】

一方、ステップS12, S3の処理を経たキーワードに基づくプレイリストが既に存在する場合には、処理部3は、次のステップS15において、既存のプレイリストに、ステップS12, S3の処理を経たキーワードを含むメディアファイルのレコードIDを追加する。

10

【0080】

こうして、図5の処理フローを採用した場合でも、プレイリストのキーワードを統一することができ、ユーザのメディアファイルの選択を効果的に支援することができる。

【0081】

また、上記各実施の形態においては、プレイリストのキーワードを変換テーブルによって定められる一方向の変換規則に従って統一的に変換するものであった。更に本発明は、プレイリスト記憶部4に最初に記憶されるプレイリストのキーワードの記述方法に、以後のキーワードを統一するという手法を採用することも可能であることは明らかである。

【図面の簡単な説明】

20

【0082】

【図1】本発明の第1の実施の形態に係る再生装置を示すブロック図。

【図2】メディアファイル2のデータフォーマットを示す説明図。

【図3】第1の実施の形態の動作を説明するためのフローチャート。

【図4】本発明の第2の実施の形態を示すブロック図。

【図5】処理部3の他の処理フローを示すフローチャート。

【符号の説明】

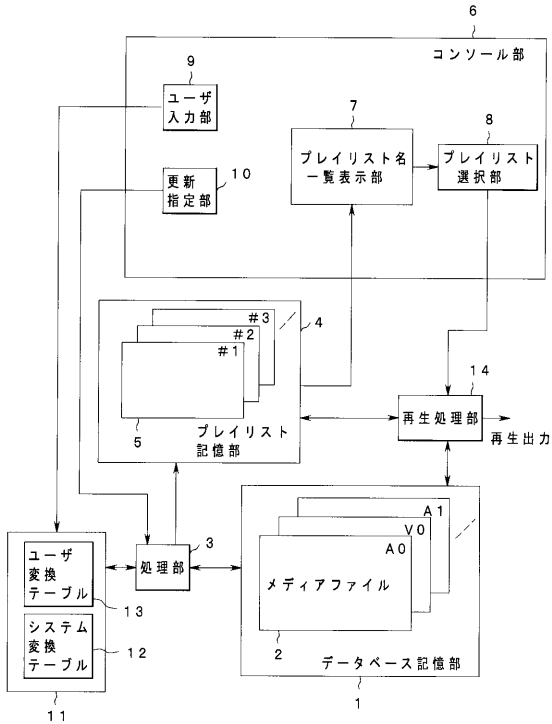
【0083】

1 ... データベース記録部、2 ... メディアファイル、3 ... 処理部、4 ... プレイリスト記憶部、5 ... プレイリスト、6 ... コンソール部、11 ... 変換テーブル。

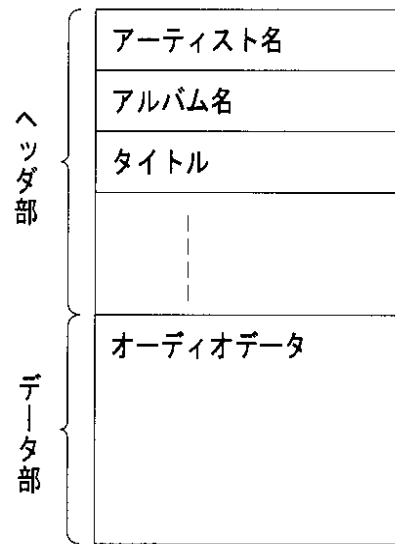
30

代理人 弁理士 伊藤 進

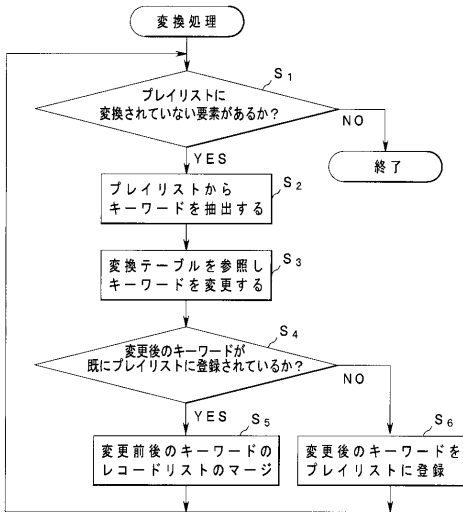
【 図 1 】



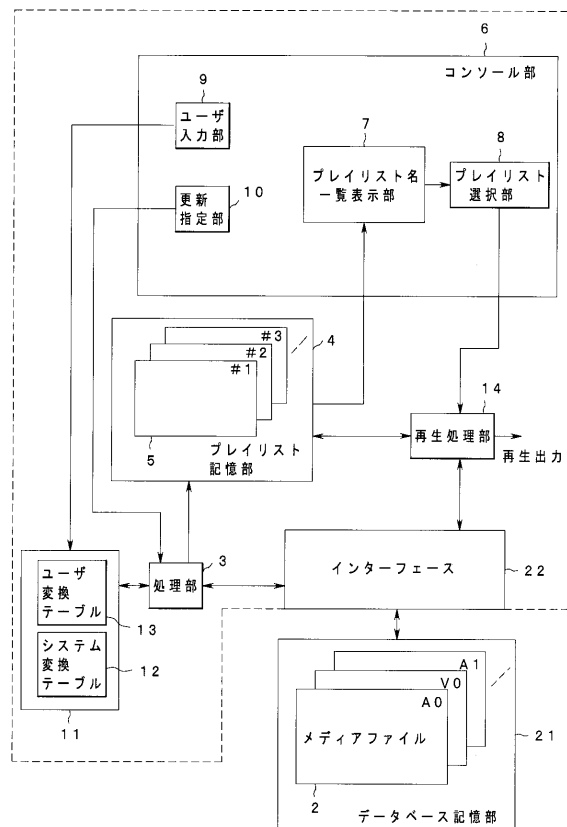
【 図 2 】



【 図 3 】



【 図 4 】



【 図 5 】

